

PMDA 医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構

pmda No.10 2009年 5月

自動体外式除細動器（AED）の 適切な管理について

POINT

安全使用のために注意するポイント

AED設置後の管理ポイント

- ① AEDの点検担当者の配置
- ② AEDの日常点検の実施
- ③ 消耗品の管理と交換

1 日常点検の実施について

- AED本体のインジケータのランプの色や表示により、**AEDが正常に使用可能な状態を示しているか、日常的に確認すること。**
- インジケータが異常を示している場合には、メーカーに連絡するなど**速やかに対応すること。**

インジケータの確認

インジケータ



インジケータの色や画面の表示は製品により異なります。（P3参照）



AEDの点検担当者を決めて、インジケータの表示を
日常的に確認・記録しましょう。

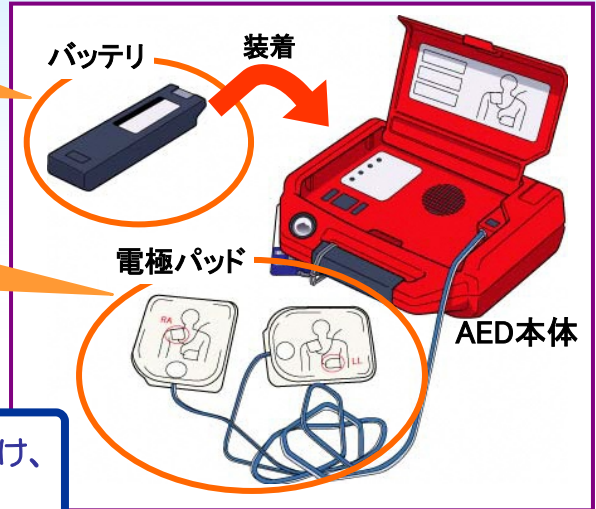
2 消耗品の管理・交換について

- 消耗品(バッテリー、電極パッド)の交換を適切に行なうこと。

バッテリーは、AEDを使用しなくても消耗します。

電極パッドは、古くなると十分な電気ショックを行なうことができなくなる可能性があります。

消耗品の管理のために表示ラベルを取付け、交換時期を日頃から把握しましょう。



表示ラベルの取付け例



収納ボックスに貼付ける

< 表示ラベルの一例 >

AEDは救命処置のための医療機器です。 AEDを設置したら、いつでも使用できるように、AEDのインジケータや消耗品の有効期限などを日頃から点検することが重要です。	
成人用 電極パッド使用期限	2010 年 5 月
小児用 電極パッド使用期限	2010 年 12 月
バッテリー装着日 2008 年 4 月 23 日	
バッテリーの待機寿命は3年です。 ※ただし、設置環境や使用状況によっては短くなります。 (日本光電工業(株) 提供)	



AED本体に取付ける

消耗品の交換時期が確認できるように、表示ラベルは見えやすい位置に取付けましょう。(表示ラベルは、各AEDメーカーから提供されます。)
また、消耗品を交換した時は、必ず表示ラベルを貼替えましょう。

インジケータの表示などについて

(株) フィリップスエレクトロニクスジャパン



ハートスタートHS1



ハートスタートFRx



ハートスタートFR2+



正常状態



〔ランプ(緑)が
点滅している〕

異常あり



〔ランプ(緑)が
消灯している〕

正常状態



〔黒い砂時計マークが
点滅している〕

異常あり



〔赤い×マークが
点灯又は点滅している〕

問い合わせ先: (株) フィリップスエレクトロニクスジャパン AEDコールセンター TEL 0120-802-337
http://www.philips.co.jp/

日本メドトロニック (株)



ライフパック500/500B

正常状態



〔OKマークを
表示している〕

異常あり



〔マークやメッセージが
表示される〕



ライフパックCR plus

正常状態



〔OKマークを
表示している〕

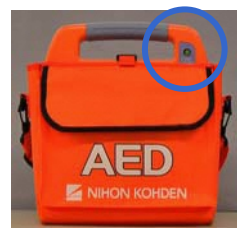
異常あり



〔マークが
表示される〕

問い合わせ先: 日本メドトロニック (株) ライフパックお客様センター TEL 0120-715-545
http://www.medtronic-lifepak.com/

日本光電工業 (株)



カルジオライフ
AED-9100 / 9110 / 9200



カルジオライフ
AED-9231



カルジオライフ
AED-1200

正常状態



〔緑を
表示している〕

異常あり



〔赤が
表示される〕

問い合わせ先: 日本光電工業(株) AED保守受付センタ TEL 0120-233-821
http://www.nihonkohden.co.jp/aed/

(株) エム・ビー・エス (販売元 大宇ジャパン (株))



パラメディックCU-ER1

正常状態



全てのランプが
点灯していない

異常あり



エラーランプ(赤)が
点灯している

その他の注意点

この製品は、定期的に充電を行わなければ
使用できませんので、ご注意ください。



問い合わせ先: 大宇ジャパン(株) TEL 0120-915-256 又は 03-3224-7143
http://japan.daewoo.com/index.jsp



AEDは救命処置のための医療機器です。AEDを設置したら、
いつでも使用できるように、AEDのインジケータや消耗品の
有効期限などを日頃から点検することが重要です。

この「PMDA医療安全情報No.10」に関連した通知が厚生労働省より出されています。

- 平成21年4月16日付医政発第0416001号・薬食発第0416001号連名通知
「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」
(参考)「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」
- 平成21年4月16日付薬食安発第0416001号通知
「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」

本通知については、医薬品医療機器情報提供ホームページ(<http://www.info.pmda.go.jp>) >
医療機器関連情報 > 機器安全対策通知 > 医療機器関連通知に掲載しております。

本情報の留意点

- * このPMDA医療安全情報は、財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び薬事法に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- * この情報の作成に当たり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- * この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。